

平成25年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等
に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

平成26年11月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

平成25年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

目 次

調査の概要

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等
 - (1) 相談・通報対応件数
 - (2) 相談・通報者
 - (3) 事実確認の状況
 - (4) 事実確認調査の結果
 - (5) 虐待の種別・類型
 - (6) 被虐待障害者等の状況
 - (7) 虐待への対応策
 - (8) 虐待等による死亡事例

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等
 - 2-1 市区町村における対応状況等
 - (1) 相談・通報対応件数
 - (2) 相談・通報者
 - (3) 市区町村における事実確認の状況
 - (4) 都道府県への報告
 - 2-2 都道府県における対応状況等
 - (1) 市区町村から都道府県へ報告があった事例
 - (2) 都道府県が直接把握した事例
 - (3) 虐待の事実が認められた事例件数
 - 2-3 虐待の事実が認められた事例について
 - (1) 施設・事業所の種別
 - (2) 虐待の種別・類型
 - (3) 被虐待障害者の状況
 - (4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況
 - (5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等
 - (1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数
 - (2) 相談・通報者

4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等
 - (1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数
 - (2) 相談内容に該当する機関

5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

調査の概要

【調査目的】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成24年10月1日）を受けて、平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国1,742市区町村及び47都道府県を対象に、平成25年度中（平成25年4月1日～平成26年3月31日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成されるアンケートを行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待障害者等の状況
 - (5) 虐待への対応策
 - (6) 死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
3. 使用者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1及び2における具体的内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）
虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況、行政の対応等
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調 査 結 果

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表1)

平成25年度、全国の1,742市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、4,635件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が4,530件、都道府県が受け付けた件数が105件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	213	東京都	300	滋賀県	124	香川県	38
青森県	23	神奈川県	347	京都府	72	愛媛県	43
岩手県	18	新潟県	80	大阪府	722	高知県	24
宮城県	80	富山県	36	兵庫県	123	福岡県	187
秋田県	15	石川県	44	奈良県	31	佐賀県	48
山形県	31	福井県	31	和歌山県	33	長崎県	44
福島県	35	山梨県	36	鳥取県	33	熊本県	49
茨城県	63	長野県	78	島根県	32	大分県	54
栃木県	19	岐阜県	34	岡山県	100	宮崎県	60
群馬県	100	静岡県	128	広島県	148	鹿児島県	53
埼玉県	152	愛知県	224	山口県	45	沖縄県	127
千葉県	250	三重県	82	徳島県	26	合計	4,635

(2) 相談・通報者 (表2)

「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が27.6%と最も多く、次いで「本人による届出」が24.9%、「警察」が14.6%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数4,635件に対する割合を記載している。

表2 相談・通報者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	当該市区町村行政職員	その他	不明	合計
件数	1,153	332	246	53	223	51	1,280	25	679	334	315	90	4,781
構成割合	24.9%	7.2%	5.3%	1.1%	4.8%	1.1%	27.6%	0.5%	14.6%	7.2%	6.8%	1.9%	—

(注) 構成割合は、相談・通報件数4,635件に対するもの。

(3) 事実確認の状況 (表 3)

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 4,635 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 84 件を加えた 4,719 件のうち「事実確認調査を行った」が 3,879 件(82.2%)、「事実確認調査を行っていない」が 840 件(17.8%：都道府県において明らかに虐待でない と判断した事例 41 件を含む)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 95 件(2.4%)であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 2,147 件(56.7%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 1,637 件(43.3%)であった。

事実確認を行っていない事例 840 件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において) 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 725 件(86.3%)であった。

表 3 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	3,879	82.2%
法第 11 条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	3,784	(97.6%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,147	[56.7%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	1,637	[43.3%]
法第 11 条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	95	(2.4%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	32	[33.7%]
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	63	[66.3%]
事実確認調査を行っていない事例	840	17.8%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	725	[86.3%]
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	115	[13.7%]
合計	4,719	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数 4,635 件と、前年度検討中とした事例 84 件を加えた 4,719 件に対するもの。

(4) 事実確認調査の結果 (表 4、表 5)

事実確認の結果、市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、虐待判断事例という。)の件数は、1,764 件であり、事実確認調査を行った件数の約半数を占めた。

表 4 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,764	45.5%
虐待ではないと判断した事例	1,382	35.6%
虐待の判断に至らなかった事例	733	18.9%
合計	3,879	100.0%

(注) 構成割合は、事実確認調査を行った件数 3,879 件に対するもの。

表5 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	73	東京都	110	滋賀県	51	香川県	12
青森県	6	神奈川県	114	京都府	54	愛媛県	12
岩手県	8	新潟県	43	大阪府	297	高知県	5
宮城県	30	富山県	10	兵庫県	34	福岡県	60
秋田県	9	石川県	16	奈良県	12	佐賀県	13
山形県	12	福井県	14	和歌山県	12	長崎県	22
福島県	18	山梨県	14	鳥取県	11	熊本県	13
茨城県	21	長野県	31	島根県	20	大分県	12
栃木県	10	岐阜県	17	岡山県	31	宮崎県	21
群馬県	24	静岡県	55	広島県	37	鹿児島県	16
埼玉県	65	愛知県	129	山口県	16	沖縄県	58
千葉県	82	三重県	24	徳島県	10	合計	1,764

以下、虐待判断事例件数 1,764 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表6)

「身体的虐待」が 63.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 31.6%、「経済的虐待」が 25.5%、「放棄、放置」が 18.9%、「性的虐待」が 5.6%であった。

※ 1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 1,764 件と一致しない。

表6 虐待の種別・類型 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,116	99	558	333	449	2,555
構成割合	63.3%	5.6%	31.6%	18.9%	25.5%	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数 1,764 件に対するもの。

(6) 被虐待障害者等の状況

1 件の事例に対し被虐待者又は虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,764 件に対し被虐待障害者数は 1,811 人、虐待者数は 1,990 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢 (表7、表8)

性別では「女性」が 62.9%、「男性」が 37.1%と、「女性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢階級別では「50～59 歳」が 20.9%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 19.5%、「20～29 歳」が 19.4%であった。

表7 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	672	1,139	1,811
構成割合	37.1%	62.9%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,811人に対するもの。

表8 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人数	143	351	317	353	378	216	53	1,811
構成割合	7.9%	19.4%	17.5%	19.5%	20.9%	11.9%	2.9%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,811人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表9）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が50.6%と最も多く、次いで「精神障害」が36.0%、「身体障害」が25.8%であった。

※ 1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数1,811人と一致しない。

表9 障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
人数	468	917	652	30	36	2,103
構成割合	25.8%	50.6%	36.0%	1.7%	2.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,811人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害程度区分及び行動障害（表10、表11）

被虐待障害者1,811人のうち、障害程度区分認定済みの者が全体の51.7%を占めていた。認定を受けていない者は47.7%であった。「区分2」が全体の13.5%と最も多く、次いで「区分3」が13.4%であり、「区分4」が8.3%であった。

また、行動障害がある者が全体の25.1%を占めていた。

表10 被虐待者の障害程度区分認定済みの者の程度区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	49	245	243	151	112	137	863	11	1,811
構成割合	2.7%	13.5%	13.4%	8.3%	6.2%	7.6%	47.7%	0.6%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,811人に対するもの。

表 11 行動障害の有無

	強い行動障害 (区分3、行動関連項目 8点以上)	認定調査は 受けていないが、強い 行動障害がある	行動障害が ある	行動障害 なし	行動障害の 有無が不明	合計
人数	166	35	254	1,229	127	1,811
構成割合	9.2%	1.9%	14.0%	67.9%	7.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,811人に対するもの。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 12）

被虐待障害者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が 56.9%と最も多く、次いで「自立支援医療」が 24.5%であった。サービスの利用がない者は 24.5%であった。

※ 1人の被虐待障害者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数 1,811 人と一致しない。

表 12 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	1,030	12	443	284	106	72	444	2	2,393
構成割合	56.9%	0.7%	24.5%	15.7%	5.9%	4.0%	24.5%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,811人に対するもの。

オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況（表 13）

「虐待者と同居」が 79.8%と、約 8 割が虐待者と同居している状況であった。

表 13 虐待者との同居・別居の状況

	同居	別居	その他	合計
件数	1,408	308	48	1,764
構成割合	79.8%	17.5%	2.7%	100.0%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,764件に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 14）

「両親と兄弟姉妹」と同居する者が 13.5%と最も多く、次いで「単身」世帯が 10.8%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 43.1%を占めていた。「その他」に含まれる世帯構成のうち最も多かったのは、「子」と同居であり 56 件 (3.2%) であった。

表 14 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	その他	不明	合計
件数	191	177	175	164	238	76	51	111	120	126	334	1	1,764
構成割合	10.8%	10.0%	9.9%	9.3%	13.5%	4.3%	2.9%	6.3%	6.8%	7.1%	18.9%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,764件に対するもの。

キ. 虐待者の性別及び年齢 (表 15、表 16)

虐待者の性別では、「男性」が65.6%、「女性」が34.1%と、「男性」が全体の7割弱を占めていた。年齢別階級では、「60歳以上」が32.9%と最も多く、次いで「50～59歳」が22.6%、「40～49歳」が19.9%の順であった。「50歳以上」の虐待者の数は全体の半数以上を占めていた。

表 15 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,305	679	6	1,990
構成割合	65.6%	34.1%	0.3%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,990人に対するもの。

表 16 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	11	166	242	396	449	655	71	1,990
構成割合	0.6%	8.3%	12.2%	19.9%	22.6%	32.9%	3.6%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,990人に対するもの。

ク. 被虐待障害者からみた虐待者の続柄 (表 17)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「父」が20.6%と最も多く、次いで「兄弟姉妹」が19.7%、「母」が18.6%、「夫」が15.2%、「息子」が6.9%、「娘」が2.5%の順であった。「その他」に含まれる虐待者のうち、「兄弟姉妹の配偶者」が最も多く22人(8.1%)であった。

表 17 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	409	371	302	43	137	50	1	2	392	13	10	270	5	2,005
構成割合	20.6%	18.6%	15.2%	2.2%	6.9%	2.5%	0.1%	0.1%	19.7%	0.7%	0.5%	13.6%	0.3%	-

(注)構成割合は、虐待者数1,990人に対するもの。被虐待者が複数の場合、1人の虐待者が複数の続柄に計上される場合があるため、虐待者数1,990人と一致しない。

(7) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 18)

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例(複数の被虐待者がいる場合に一方では分離を行い、他方では分離を行わなかった事例3件を含む)」が735件と、4割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は5割弱であった。

表 18 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	732	41.5%
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	3	0.2%
被虐待者と虐待者を分離していない事例 (一度も分離していない事例)	831	47.1%
現在対応について検討・調整中の事例	79	4.5%
その他	119	6.7%
合計	1,764	100.0%

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数1,764件に対するもの。

イ. 分離を行った事例における対応の内訳 (表 19)

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が39.3%と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が18.6%、「医療機関への一時入院」が13.9%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が11.3%の順であった。また、分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例は、31.7%であった。

表 19 分離を行った事例における対応の内訳

	件数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	289	39.3%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	83	11.3%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	137	18.6%
医療機関への一時入院	102	13.9%
その他	124	16.9%
分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例	233	31.7%
合計	735	—

(注) 構成割合は、分離を行った事例件数735件に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳 (表 20)

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が53.4%と最も多く、次いで「見守りのみ」が25.5%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が15.0%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が12.2%であった。

表 20 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答：「見守りのみ」以外）

	件数	%
養護者に対する助言・指導（介護負担軽減のための事業に至った事例を除く）	445	53.4%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	7	0.8%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	102	12.2%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	125	15.0%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	59	7.1%
その他	89	10.7%
見守りのみ	213	25.5%
	1,040	-

（注）構成割合は、分離していない事例件数834件に対するもの

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応については、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況を把握した。成年後見制度については「利用開始済み」が84件、「利用手続き中」が54件であり、これらを合わせた138件のうち、市町村長申立の事例は54件（39.1%）であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は75件であった。

（8）虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例のうち、平成25年4月1日～平成26年3月31日に発生し、市区町村で把握している事例について情報提供を求めたところ、4件の事例（被害者4人）が報告された。事件形態は、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）」による被養護者の致死」が2件、「心中」が2件であった。

被害者の性別は「男性」が1人、「女性」が3人、年齢は「30～39歳」が3人、「50～59歳」が1人、障害種別は、「知的障害」のある人が2人、「身体障害」「精神障害」のある人が1人、「その他」が1人であった。

加害者の性別は「男性」が3人、「女性」が1人であり、続柄は「父」が2人、「母」が1人、「夫」が1人であった。

被害者のサービスの利用状況は、障害福祉サービスを利用していた者が2人であった。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

2-1 市区町村における対応状況等

（1）相談・通報対応件数（表 21）

平成25年度、全国の1,742市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、1,860件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が1,625件、都道府県が受け付けた件数が235件であった。

表 21 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	80	東京都	169	滋賀県	17	香川県	17
青森県	23	神奈川県	388	京都府	26	愛媛県	21
岩手県	14	新潟県	10	大阪府	152	高知県	9
宮城県	19	富山県	2	兵庫県	63	福岡県	60
秋田県	4	石川県	16	奈良県	12	佐賀県	21
山形県	7	福井県	24	和歌山県	9	長崎県	21
福島県	6	山梨県	18	鳥取県	11	熊本県	29
茨城県	15	長野県	32	島根県	20	大分県	16
栃木県	11	岐阜県	10	岡山県	39	宮崎県	15
群馬県	14	静岡県	38	広島県	57	鹿児島県	32
埼玉県	34	愛知県	79	山口県	23	沖縄県	23
千葉県	104	三重県	33	徳島県	17	合計	1,860

(2) 相談・通報者 (表 22)

「本人による届出」が 33.0%と最も多く、次いで「家族・親族」による通報が 16.5%だった。

当該施設・事業所の設置者、職員、元職員からの通報は、合わせて 2 割を超えた。

表 22 相談・通報者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者	警察	運営適正化委員会	その他	不明	合計
件数	613	306	90	1	18	4	156	217	75	96	17	9	153	191	1,946
構成割合	33.0%	16.5%	4.8%	0.1%	1.0%	0.2%	8.4%	11.7%	4.0%	5.2%	0.9%	0.5%	8.2%	10.3%	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数1,860件に対するもの。

(3) 市区町村における事実確認の状況 (表 23)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 1,625 件、都道府県から連絡のあった 113 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 40 件の計 1,778 件うち、「事実確認調査を行った」が 1,168 件 (65.7%)、「事実確認調査を行っていない」が 623 件 (35.0%) であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 229 件 (19.6%) である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 588 件 (50.3%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 351 件 (30.1%) であったが、後者のうち 39 件については、さらに都道府県による事実確認調査が必要とされる事案として、都道府県に報告されている。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 454 件 (72.9%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 53 件 (8.5%) であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 37 件 (5.9%) であった。

表 23 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	1,168	65.7%
虐待の事実が認められた事例	229	19.6%
虐待の事実が認められなかった事例	588	50.3%
虐待の判断に至らなかった事例	351	30.1%
事実確認調査を行っていない事例	623	35.0%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	454	72.9%
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例	53	8.5%
都道府県へ事実確認調査を依頼	37	5.9%
その他	79	12.7%
合計	1,791	100.7%

(注) 構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数1,625件、県から市区町村へ連絡された件数113件、昨年度、市区町村において検討中だった事案40件)の合計1,778件に対するもの。なお、複数の市区町村にまたがる事案があるため、1,778件とは一致しない。

(4) 都道府県への報告 (表 24)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

平成 25 年度において、市区町村から都道府県へ 297 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 224 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 73 件であった。

表 24 都道府県が市区町村から受け付けた報告件数 (平成 25 年度)

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	224	75.4%
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	73	24.6%
合計	297	100.0%

(注) 構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数297件に対するもの。

なお、虐待の事実が認められた事例224件と更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例73件において、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため表23と一致しない。

2-2 都道府県における対応状況等

(1) 市区町村から都道府県へ報告があった事例 (表 25)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」と報告があった事例 73 件のうち、60 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 18 件、「虐待ではないと判断した事例」が 13 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 29 件であった。

表 25 市区町村から報告された事例への都道府県の対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	18	24.7%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	13	17.8%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	29	39.7%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）	13	17.8%
合計	73	100.0%

（注）構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数73件に対するもの。

なお、平成24年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）で、当該年度に事実確認を行った事例等も含まれる。

（2）都道府県が直接把握した事例（表 26）

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が235件、独自に調査を実施した事例が5件、計240件のうち、83件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が21件、「虐待でないと判断した事例」が34件、「虐待の判断に至らなかった事例」が28件であった。

表 26 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

	件数	構成割合
都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	235	-
都道府県が独自に調査を実施した事例	5	-
計	240	-
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	21	8.8%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	34	14.2%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	28	11.7%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）	16	6.7%
事実確認調査を行わなかった事例（通報段階で判断できた）	44	18.3%
合計	143	-

（注）構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数235件及び都道府県が独自に調査を実施した5件の計240件に対するもの。ただし、市区町村へ連絡した113件の事例等があるため、240件と一致しない。

（3）虐待の事実が認められた事例件数（表 27、表 28）

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が224件、都道府県と共同して事実確認を行った事例が18件、都道府県が直接把握した事例が21件であり、これらを合わせた総数は、263件であった。これを都道府県別にみると表 25 のとおりである。

表 27 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村と都道府県が共同で事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	224	18	21	263

表 28 都道府県別にみた障害者福祉施設等による虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	7	東京都	17	滋賀県	5	香川県	1
青森県	3	神奈川県	29	京都府	4	愛媛県	3
岩手県	0	新潟県	0	大阪府	22	高知県	3
宮城県	4	富山県	0	兵庫県	9	福岡県	4
秋田県	1	石川県	2	奈良県	2	佐賀県	4
山形県	1	福井県	8	和歌山県	3	長崎県	6
福島県	1	山梨県	3	鳥取県	4	熊本県	7
茨城県	1	長野県	7	島根県	5	大分県	0
栃木県	1	岐阜県	1	岡山県	4	宮崎県	5
群馬県	6	静岡県	13	広島県	10	鹿児島県	7
埼玉県	3	愛知県	15	山口県	4	沖縄県	4
千葉県	19	三重県	5	徳島県	0	合計	263

2-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 263 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 施設・事業所の種別 (表 29)

「障害者支援施設」が 27.0%と最も多く、次いで「就労継続支援 B 型」が 19.4%、「生活介護」が 13.7%、「共同生活介護 (ケアホーム)」が 13.3%の順であった。

表 29 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	71	27.0%
居宅介護	2	0.8%
重度訪問介護	2	0.8%
同行援護	0	0.0%
行動援護	1	0.4%
療養介護	2	0.8%
生活介護	36	13.7%
短期入所	5	1.9%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
共同生活介護	35	13.3%
自立訓練	1	0.4%
就労移行支援	4	1.5%
就労継続支援A型	16	6.1%
就労継続支援B型	51	19.4%
共同生活援助	10	3.8%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	0	0.0%
移動支援事業	3	1.1%
地域活動支援センターを運営する事業	6	2.3%
福祉ホームを運営する事業	0	0.0%
児童発達支援	3	1.1%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	15	5.7%
保育所等訪問支援	0	0.0%
障害児相談支援事業	0	0.0%
合計	263	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数263件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には「のぞみの園」を含む。

(2) 虐待の種別・類型 (表 30)

虐待の種別・類型(複数回答)は、「身体的虐待」が56.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が45.6%、「性的虐待」が11.4%であった。

表 30 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	148	30	120	12	18	328
構成割合	56.3%	11.4%	45.6%	4.6%	6.8%	—

（注）構成割合は、虐待判断事例件数263件に対するもの。

（3）被虐待障害者の状況

被虐待障害者の性別及び年齢、障害種別、障害程度区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の10件を除く253件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待障害者が複数の場合があるため、253件の事例に対し被虐待障害者数は455人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 31、表 32）

性別については、「男性」が62.2%、「女性」が37.8%と、全体の6割強が「男性」であった。

年齢については、「20～29歳」が25.3%と最も多く、次いで「40～49歳」21.5%と「30～39歳」が20.9%であった。

表 31 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	283	172	455
構成割合	62.2%	37.8%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった10件を除く253件の事例を集計

表 32 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	35	115	95	98	53	21	18	20	455
構成割合	7.7%	25.3%	20.9%	21.5%	11.6%	4.6%	4.0%	4.4%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった10件を除く253件の事例を集計

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 33）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が79.8%と最も多く、次いで「身体障害」が29.2%、「精神障害」が14.1%であった。

※ 1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数455人と一致しない。

表 33 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
人数	133	363	64	29	8	597
構成割合	29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%	-

（注）被虐待障害者が特定できなかった10件を除く253件の事例を集計

ウ. 被虐待者の障害程度区分及び行動障害（表 34、35）

被虐待障害者 455 人のうち、障害程度区分認定済みの者が 74.1%を占めていた。「区分 6」が全体の 23.5%と最も多く、次いで「区分 5」が 17.4%であり、「区分 4」が 12.7%であった。また、行動障害がある者が全体の 21.3%を占めていた。

表 34 被虐待障害者の障害程度区分認定済みの者の程度区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	7	31	55	58	79	107	59	59	455
構成割合	1.5%	6.8%	12.1%	12.7%	17.4%	23.5%	13.0%	13.0%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった10件を除く253件の事例を集計

表 35 行動障害の有無

	強い行動障害 （区分3、 行動関連 項目8点 以上）	認定調査 は受けて いない が、強い 行動障害 がある	行動障害 がある	行動障害 なし	行動障害 の有無が 不明	合計
人数	57	1	39	175	183	455
構成割合	12.5%	0.2%	8.6%	38.5%	40.2%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった10件を除く253件の事例を集計

（4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった 9 件を除く 254 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、254 件の事例に対し虐待者数は 325 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 36、表 37）

「男性」が 66.8%、「女性」が 33.2%であった。年齢については、「40～49 歳」が 20.9%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 19.1%と「60 歳以上」が 17.5%であった。

表 36 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性	女性	合計
人数	217	108	325
構成割合	66.8%	33.2%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった9件を除く254件の事例を集計

表 37 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	49	42	68	62	57	47	325
構成割合	15.1%	12.9%	20.9%	19.1%	17.5%	14.5%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった9件を除く254件の事例を集計

イ. 虐待者の職種 (表 38)

「生活支援員」が 43.7%、「その他従事者」が 16.3%、「管理者」が 9.5%、「設置者・経営者」が 6.2%で、「サービス管理責任者」が 5.8%であった。

表 38 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	19	5.8%
その他従事者	53	16.3%
管理者	31	9.5%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	20	6.2%
看護職員	1	0.3%
生活支援員	142	43.7%
理学療法士	1	0.3%
作業療法士	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	16	4.9%
就労支援員	2	0.6%
サービス提供責任者	2	0.6%
世話人	16	4.9%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	0	0.0%
地域移行支援員	0	0.0%
指導員	7	2.2%
保育士	1	0.3%
児童発達支援管理責任者	3	0.9%
機能訓練担当職員	1	0.3%
児童指導員	3	0.9%
栄養士	0	0.0%
調理員	1	0.3%
訪問支援員	3	0.9%
居宅介護従事者	0	0.0%
重度訪問介護従事者	2	0.6%
行動援護従事者	1	0.3%
合計	325	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった9件を除く254件の事例を集計

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 39-1、39-2、39-3)

都道府県又は市区町村が、虐待の事実が認められた事例 263 件のうち、平成 25 年度末ま

でにおいて行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等（複数回答）は、「施設等に対する指導」が142件、「改善計画提出依頼」が100件、「従事者への注意・指導」65件であった。

表 39-1 市区町村による指導等（複数回答）

		件数
市区町村による指導等	施設等に対する指導	142
	改善計画提出依頼	100
	従事者への注意・指導	65

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成25年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が151件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が25件であった。その他都道府県等による一般指導は、162件であった。

表 39-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	151
	改善勧告	25
	公表	0
	改善命令	0
	指定の全部・一部停止	4
	指定取消	0
都道府県・指定・中核市等による指導	一般指導	162

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が216件、「勧告・命令等への対応」が31件であった。

表 39-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設等からの改善計画の提出	216
	勧告・命令等への対応	31

（注）「施設等から改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善措置（99件）以外に、都道府県・指定・中核市等による一般指導を受けての改善措置の件数（117件）も含まれる。

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成 25 年度、全国の 1,742 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、628 件であった。628 件のうち、市区町村が受け付けた件数が 412 件、都道府県が受け付けた件数が 216 件であった。

(2) 相談・通報者（表 40）

「本人による届出」が 48.1%、「家族・親族」による通報が 13.2%、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が 10.0%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数 628 件に対する割合を記載している。

表 40 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市区町村行政職員	その他	不明	合計
人数	302	83	22	1	2	6	63	24	2	5	14	129	24	677
構成割合	48.1%	13.2%	3.5%	0.2%	0.3%	1.0%	10.0%	3.8%	0.3%	0.8%	2.2%	20.5%	3.8%	—

(注) 構成割合は、相談・通報件数628件に対するもの。

4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成 25 年度、全国の 1,742 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待に関する相談・通報件数は、336 件であった。336 件のうち、市区町村が受け付けた件数が 230 件、都道府県が受け付けた件数が 106 件であった。

(2) 相談内容に該当する機関（表 41）

(1) の相談内容に該当する機関は「医療機関」が 26.2%、「学校」が 11.9%、「官公署」が 11.0%であった。

表 41 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
保育所等	8	2.4%
学校	40	11.9%
医療機関	88	26.2%
官公署	37	11.0%
その他	145	43.2%
不明	18	5.4%
合計	336	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数336件に対するもの。

(3) 相談の対応状況 (表 42)

(1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継いだ事例が 109 件であった。109 件のうち、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 26 件、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 25 件、「官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 17 件であった。また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が 227 件であり、そのうち「相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介の対応不用と判断した事例」が 111 件であった。

表 42 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
該当機関等に引き継いだ事例	109	32.4%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	5	4.6%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	26	23.9%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	25	22.9%
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	17	15.6%
その他	36	33.0%
該当機関等に引き継いでいない事例	227	67.6%
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	78	34.4%
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不用と判断した事例	111	48.9%
その他	38	16.7%
合計	336	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数336件に対するもの。

5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 25 年度末の状況を調査した。

(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況 (表 43、表 44)

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市区町村の担当部局が直接担当している市区町村は全体の 9 割強、委託を行っている市区町村は約 2 割であった。

表 43 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について (平成 25 年度末)

			該当
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,375
		構成割合	79.1%
	委託のみ	市町村数	146
		構成割合	8.4%
	直営と委託の両方	市町村数	217
		構成割合	12.5%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,738。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

平成 25 年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の 16 の項目について回答を求めたため、その結果を表 44 に示す。

表 44 市区町村における体制整備等に関する状況 (平成 25 年度末)

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,326	412	
	構成割合	76.3%	23.7%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	552	1,186	
	構成割合	31.8%	68.2%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,235	503	
	構成割合	71.1%	28.9%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	986	752	
	構成割合	56.7%	43.3%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	952	786	
	構成割合	54.8%	45.2%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	524	1,214	
	構成割合	30.1%	69.9%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク	市町村数	833	905	
	構成割合	47.9%	52.1%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	548	1,190
		構成割合	31.5%	68.5%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	365	1,373
		構成割合	21.0%	79.0%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	830	908	
	構成割合	47.8%	52.2%	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数	550	1,188	
	構成割合	31.6%	68.4%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	799	939	
	構成割合	46.0%	54.0%	
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	779	959	
	構成割合	44.8%	55.2%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市町村数	549	1,189
		構成割合	31.6%	68.4%
	業務指針の作成	市町村数	366	1,372
		構成割合	21.1%	78.9%
	対応フロー図の作成	市町村数	639	1,099
構成割合		36.8%	63.2%	
事例集の作成	市町村数	68	1,670	
構成割合	3.9%	96.1%		
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	591	1,147	
	構成割合	34.0%	66.0%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	397	1,341
	構成割合	22.8%	77.2%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	365	1,373
	構成割合	21.0%	79.0%	
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	267	1,471
構成割合	15.4%	84.6%		
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	271	1,467	
構成割合	15.6%	84.4%		
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	607	1,131	
	構成割合	34.9%	65.1%	

注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,738。

(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況（表 45、表 46）

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局が直接担当している都道府県は全体の約 8 割、委託を行っている都道府県は 3 割強を占めた。

表 45 障害者権利擁護センターの設置状況について（平成 25 年度末）

障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	31
		構成割合	66.0%
	委託のみ	都道府県数	8
		構成割合	17.0%
	直営と委託の両方	都道府県数	8
		構成割合	17.0%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

平成 25 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の 17 の項目について回答を求めたため、その結果を表 46 に示す。

表 46 都道府県における体制整備等に関する状況 (平成 25 年度末)

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	1	
	構成割合	97.9%	2.1%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	27	20	
	構成割合	57.4%	42.6%	
障害者権利擁護センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	1	
	構成割合	97.9%	2.1%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	38	9	
	構成割合	80.9%	19.1%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	47	0	
	構成割合	100.0%	0.0%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	3	44	
	構成割合	6.4%	93.6%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず、既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	33	14	
	構成割合	70.2%	29.8%	
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	30	17	
	構成割合	63.8%	36.2%	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	45	2	
	構成割合	95.7%	4.3%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	19	28	
	構成割合	40.4%	59.6%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	40	7	
	構成割合	85.1%	14.9%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	40	7	
	構成割合	85.1%	14.9%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	30	17	
	構成割合	63.8%	36.2%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	24	23
		構成割合	51.1%	48.9%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	都道府県数	23	24
		構成割合	48.9%	51.1%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	都道府県数	22	25
		構成割合	46.8%	53.2%
	業務指針の作成	都道府県数	17	30
		構成割合	36.2%	63.8%
	対応フロー図の作成	都道府県数	31	16
		構成割合	66.0%	34.0%
	事例集の作成	都道府県数	7	40
		構成割合	14.9%	85.1%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	22	25	
	構成割合	46.8%	53.2%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	11	36
		構成割合	23.4%	76.6%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	15	32
		構成割合	31.9%	68.1%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	13	34
		構成割合	27.7%	72.3%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	10	37
		構成割合	21.3%	78.7%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。